

3ヶ月間減額

12月
定例会



12月定例会の様子

NPO問題への責任の取り方示す

あらまし

12月定例会は、平成25年12月10日から13日まで、4日間にわたって開かれました。
町長・副町長の給与の減額やNPO問題の裁判に関する議案など21件、補正予算6件を審議し、全て原案のとおり可決した他、教育委員の任命に同意しました。

一般質問（6ページ15ページに掲載）には9人が登壇。NPO問題や復旧・復興に関する課題などについて、活発に議論されました。
最終日には、議員報酬の減額について、また、意見書が議員から提案され、全員賛成で原案のとおり可決しました。

NPO法人大雪りばあねつとの事業費使い切り問題において、町長には行政の継続性、組織のトップとしての責任が問われています。給与減額による責任の取り方が町から示され、町長および甲斐谷副町長の給与の20%を平成26年1月1日から3月31日まで減額することを可決（賛成8、反対5）しました。

また、議員報酬を3カ月間20%減額することを議員から提案し、全員賛成で可決しました。

■主な質疑

問 減給の期間を3カ月間とする理由は。

甲斐谷副町長 不適切な事案により減給する場合は、前例等を踏襲して減給率と期間を検討する。

過去の事案を調べ、内容を吟味して類似事案に合わせた。

問 平成19年に都市公園区域内での工場操業問題で、町長は50%、副町長は25%の減給（共に3カ月間）としたことと比較すると、減給率が低すぎるのでは。

甲斐谷副町長 減給率は、問題となった事案の内容によると考える。

今事案の内容は、当時の問題とは異なる。また、当時の問題による減給は、全国の事例の中でも突出して重い処分であった。

減額前後の給与・報酬額の比較

職名	減額前の給与・報酬額	減額後の給与・報酬額	削減額（1カ月）	削減額合計（3カ月間）
佐藤町長	70万5千円	56万4千円	14万1千円	42万3千円
甲斐谷副町長	56万7千円	45万3600円	11万3400円	34万200円
議長	28万円	22万4千円	5万6千円	16万8千円
副議長	23万1千円	18万4800円	4万6200円	13万8600円
議員	21万6千円	17万2800円	4万3200円	12万9600円